

別 紙

答申第42号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が一部非開示とした本件審査請求の対象となった個人情報のうち、別表1及び別表2に掲げる部分は開示すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和2年10月21日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件請求の内容は、「〇〇が〇〇〇〇〇から現在に至るまでの期間に係る〇〇児童相談所で保管している公文書に記載されている私の情報」である。

(3) この請求に対して実施機関は、令和2年10月28日付けで開示決定等の期間延長を行い、令和2年11月18日付け指令〇〇第1265号で以下のとおり決定を行った。

ア 本件開示請求に係る個人情報に記載された公文書の件名

〇〇の〇〇〇〇〇から現在までの期間（開示請求対象期間：平成29年4月1日～令和2年10月21日）に係る〇〇児童相談所で保管している公文書に記載されている請求人に関する個人情報のうち、〇〇児童相談所と〇〇市とのやりとりの文書

イ 決定内容

部分開示決定

ウ 開示しない部分

(ア)平成30年9月13日付け〇第98号文書中、表題及び具体的依頼内容の部分

(イ)平成30年9月28日付け〇〇第1217号発送文書中、表題及び具体的回答内容の部分

エ 開示しない理由

条例第13条第6号及び第7号アに該当

児童相談所と〇〇市相互の照会、回答に関する情報であって、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ（第6号）、かつ児童相談所又は〇〇市における相談支援の事務に関する情報が含まれており、開示することにより将来の同種事務の公正、円滑な遂行に支障が生じるおそれがある（第7号ア）。

(4) 実施機関は、上記（3）により部分開示を行ったもの以外の本件開示請求に係る個人情報が記載された公文書について、令和2年12月3日付け指令〇〇第1275号で部分開示決定を行った。

(5) 審査請求人は、上記（3）の決定を不服として令和2年12月10日付けで審査請求を行った。

(6) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和3年2月16日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

非開示部分の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 現在、私の〇〇の〇〇〇〇について関係機関に支援をお願いしているところである。今回、開示請求に至ったのは、〇〇市側が、児童相談所と連携し支援を行ったかのような公文書を頂いたことが始まりである。

3年間で〇〇〇〇〇〇〇〇〇が発生しているが、児童相談所から当方宛の公文書は2枚であった。非開示部分につき、内容が確認出来ず、2枚の公文書で〇〇〇〇〇〇〇〇〇の支援とは言えない。

イ 児童相談所側からも、非開示書類について、今後の支援の在り方について必要な公文書となるので、開示を強く保護者としては望んでいる。〇〇〇〇の観点から、不利益のない文書であるなら、ぜひ、開示をお願いしたい。

ウ 保護者としては、市と県の利害関係は関係なく、〇〇〇〇まで至った心情を理解いただき、〇〇本人の今後の支援の為にも開示を求めたい。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 児童福祉法第11条第2項において、知事（児童相談所）は、市町村における子どもの福祉に関する支援等に係る業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し必要な助言を行うことができる、とされており、市を含め他関係機関との信頼関係が不可欠である。

イ 本件対象公文書は、本児の相談支援ケースに関して〇〇市から〇〇児童相談所に対してなされた依頼とこれに対する回答にかかるものである。

当該処分において非開示とした部分は、それぞれ個人情報を含む児童福祉に係る情報が記載されているところ、これらの情報を開示し、児童相談所と〇〇市の間で具体的にどのような情報交換、検討、協議等を行っているかが明らかとなれば、児童相談所と〇〇市相互間の適時、率直な意見交換若しくはそれぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、かつ、児童相談所又は〇〇市における評価、判断など相談支援の事務に関する情報も含まれているため、開示することにより、将来の同種事務の公正、円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、これらは条例第13条第6号及び第7号アに該当することから非開示としたものである。

5 審査会の判断

(1) 児童相談所及び市町村の業務について

ア 児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、同法第12条第1項に基づき設置される行政機関である。その業務は、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等（同法第11条第1項）であり、さらに、市町村の業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる（同条第2項）とされている。

イ 厚生労働省が定める「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号。以下「指針」という。)によると、児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応ずることとされており、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行う(以下「相談援助活動」という。)こととされており、常に子どもの最善の利益を優先し、相談援助活動を展開していくことが必要であるとされている。

また、子どもや家庭を巡る問題は複雑・多様化しており、その問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもやその家庭に対するきめ細かな支援が重要であり、そのためには、市町村、子育て世代包括支援センター、福祉事務所等福祉分野の機関のみならず、医療機関、学校、教育委員会、警察、民間団体等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築することが必要であるとされている。

ウ 市町村は、児童福祉法に規定する児童の福祉に関する実情の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導等を行うこと等(同法第10条第1項)を業務としており、それを行うにあたって専門的な知識及び技術を必要とする場合には、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない(同条第2項)、また医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない(同条第3項)とされている。

(2) 本件対象個人情報及び審査の対象について

本件対象個人情報は、「〇〇の〇〇〇〇〇から現在までの期間(開示請求対象期間:平成29年4月1日~令和2年10月21日)に係る〇〇児童相談所で保管している公文書に記載されている請求人に関する個人情報のうち、〇〇児童相談所と〇〇市とのやりとりの文書」である。

このやりとりの文書は、上記5(1)に記載のとおり、児童福祉法第10条及び第11条の規定に基づき、〇〇児童相談所及び〇〇市が審査請求人の子に関する相談支援(以下「本件相談支援ケース」という。)について情報交換する目的で作成されたものであり、〇〇市から〇〇児童相談所への依頼文書(以下「依頼文書」という。)及び〇〇児童相談所から〇〇市への回答文書(以下「回答文書」という。)で構成されている。そして、実施機関は、依頼文書及び回答文書の表題及び具体的内容部分を非開示としている。

当審査会が見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、児童福祉法の条文に基づいた業務の内容が記載された情報(以下「非開示情報①」という。)や、〇〇児童相談所又は〇〇市の本件相談支援ケースについての認識、判断などの情報(以下「非開示情報②」という。)が記載されていることを確認した。

実施機関は、上記非開示情報を条例第13条第6号及び第7号アに該当するとして非開示としていることから、当審査会において、第6号及び第7号アの該当性について判断することとする。

(3) 条例第13条第6号について

条例第13条第6号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利

益を及ぼすおそれがあると認められるものについては、非開示情報に該当すると規定している。

同号本文の「不当」とは、審議、検討又は協議等に関する情報に照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と支障を比較衡量し、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

(4) 条例第13条第7号について

条例第13条第7号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものについては、非開示とすることを定めたものである。

同号本文では、「次に掲げるおそれ」の例示として、同号アに、「評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」と規定している。

(5) 実施機関の補足説明及び意見聴取について

依頼文書及び回答文書の表題及び具体的内容部分を非開示とした理由について、当審査会から実施機関に対して、補足説明を求め、加えて意見聴取を行ったところ、実施機関の説明の概要は、以下のとおりであった。

ア 非開示とした部分には、個人情報を含む、児童福祉に関する情報が記載されている。

また、表題は、単に文書の類型、種類等形式的な記載ではなく、取扱いケースに対する総合的な認識、判断の文言ないし文書の内容を推認させる文言を含んでいる。

児童相談所における相談支援業務は児童の支援に主眼をおいており、本件における非開示部分を開示した場合、審査請求人が文書作成者の意図と異なる解釈をすることで誤解を生じさせるおそれや、〇〇児童相談所及び〇〇市に対する不信感を生じさせるおそれがあり、その後の〇〇児童相談所や〇〇市における本児やこの家庭への支援に関する意思決定の中立性に影響を与えるおそれがある。

イ 一般的に、児童福祉法に基づいて行う依頼及び回答は、本人及びその家庭の了承を取った上で行っているところ、本件相談支援ケースでは例外的に本人及びその家庭の知らないところで情報交換を行っていたため、表題と具体的内容部分を非開示とした。具体的な取扱いケースに係る支援方針や関係者への対応等を検討、判断する過程において、〇〇児童相談所と関係機関、関係者等が、いつ、どのような情報のやりとり、協議等を行っているかが明らかになると、〇〇児童相談所及び〇〇市への不信感を募らせ、今後の支援を受け入れないなど、適正な支援事務の遂行に支障が生ずるおそれがある。

ウ 児童相談所が行う相談援助活動は、関係機関等との信頼関係の構築が重要であり、これらの情報を開示した場合、今後同種事案において、真に必要な情報交換等をおこなう事に関係機関等が躊躇し、それによって円滑な支援事務をおこなう事が困難になるおそれがある。

エ 本件において、先行して開示した〇〇児童相談所と〇〇市とのやりとりの文書以外については、上記2(4)のとおり、令和2年12月3日付けで部分開示決定している。後に開示した情報の中には、今回のやりとりの文書において非開示部分としている記載の一部について、審査請求人が事実として知り得ている情報があり、そこ

は開示している。

本件相談支援ケースについて〇〇児童相談所と〇〇市の間で情報交換がなされていることも、審査請求人には既知のことであるが、そこには〇〇児童相談所及び〇〇市の認識、判断が記載されており、これを開示すると審査請求人が様々な解釈をし、誤解を生じさせるおそれがある。

(6) 非開示情報該当性について

ア 非開示情報①について

非開示情報①は児童福祉法の条文に基づいた業務の情報であり、児童福祉法の規定の文言が記載されている。この部分について、実施機関は、上記4及び5(5)のとおり、意思決定の中立性に影響を与え、また適正な支援事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとして条例第13条第6号及び第7号アに該当すると説明している。

実施機関に確認したところ、本件相談支援ケースのように、対象児童を特定した上で市の文書のやりとりには、児童福祉法第25条の3の要保護児童対策協議会からの情報の交換・提供及び意見の開陳などもあり、同法第10条及び第11条の場合に限られないとのことである。そうすると、実施機関が説明するように、非開示情報①を開示するだけで、そのやりとりの具体的内容が明らかになることもあり、条例第13条第6号及び第7号アに該当する場合も考えられる。加えて、本人及びその家庭の知らないところで、〇〇児童相談所と関係機関との間で情報交換が行われていること自体を開示することにより、審査請求人や対象児童が、〇〇児童相談所及び〇〇市に対する不信感を募らせ、必要な支援に支障が生ずるおそれがあるとも思料される。しかし、児童相談所が行う児童福祉法に基づく相談援助活動は、関係機関、関係者等（以下「関係機関等」という）との協力体制があって行われるものであり、児童相談所と関係機関等が連携を行うことは当然想定されることである。

本件の場合、上記(5)で実施機関が説明しているとおり、既に審査請求人は、〇〇児童相談所と〇〇市がやりとりしていることは承知していることから、本件非開示情報①を開示したとしても、審査請求人に無用の誤解を与え、〇〇児童相談所又は〇〇市の相互間の意見交換や今後の支援に関する意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。また本件においては、上記2(3)アの公文書の内容が、本件相談支援ケースに係る〇〇児童相談所と〇〇市相互の照会、回答に関する情報であることは、実施機関による弁明書の記載内容からも明らかであり、審査請求人も、既に知り得ていることである。そうであれば、相談支援の具体的な方針や判断に関する情報はともかく、児童福祉法の条文に基づいた業務の情報である非開示情報①を開示しても、今後の円滑な事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとはまでは言えない。

したがって、非開示情報①に該当する別表1に掲げる部分は条例第13条第6号及び第7号アには該当せず、開示すべきである。

イ 非開示情報②について

(ア) 非開示情報②には本件相談支援ケースに係る〇〇児童相談所及び〇〇市の認識、判断が記載されている。この情報についても、実施機関は、上記4及び5(5)のとおり、意思決定の中立性に影響を与え、また適正な支援事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとして条例第13条第6号及び第7号アに該当すると説明していることから、以下それぞれの該当性を検討する。

(イ) 条例第13条第6号該当性

一般的に、児童相談所が児童に係る相談援助活動を行うにあたっては、上記5(1)で述べたとおり、関係機関等と連携を取りながら業務を進めているものであり、関係機関等との相互理解に基づく一体的な連携が重要とされている。指針においても、児童に関する情報交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して情報の提供等、必要な協力を求めることができることとされている。その上で、児童の利益を最大限に考慮し、児童やその保護者に対して、適切な時期に適切な内容を伝えながら相談援助活動を行っているものと考えられる。

実施機関は、この点について、本人及びその家庭の知らないところで、本件相談支援ケースに係る情報交換をしていることがわかると、審査請求人に誤解を生じさせる可能性もあり、〇〇児童相談所又は〇〇市の相互間の意見交換や今後の支援に関する意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張している。

しかし、上記5(1)のとおり、児童福祉法の趣旨や相談援助活動の性質に鑑みれば、そのことをもって直ちに率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるとは認められない。したがって、非開示情報②は条例第13条第6号に該当しない。

(ウ) 条例第13条第7号ア該当性

非開示情報②には本件相談支援ケースに係る〇〇児童相談所及び〇〇市の認識、判断が記載されており、かかる情報には、審査請求人の意向と必ずしも合致していない内容が記載されていることもあると思料される。当該情報が開示されることとなると、場合によっては、実施機関が説明するように、審査請求人に誤解を生じさせる可能性もあり、結果として、必要な支援が実施できないなど、適正な支援事務の遂行に支障が生ずるおそれがないとは言い切れない。また、当該情報は、〇〇市が、本件相談支援ケースについて、児童福祉法第10条の規定に基づき、〇〇児童相談所に依頼した内容であり、〇〇児童相談所がその業務に利用することのみを想定したものと考えるのが合理的である。したがって、実際にどのような支援が行われたかについてはともかく、当該情報が開示されることとなると、開示に支障がない範囲での情報交換に留まり、今後の相談援助活動に必要な情報入手等の連携・協力が円滑に行われず、ひいては関係機関等のそれぞれの専門性に基づく支援活動を損なうこととなり、児童に対する適切な支援のために必要な連携を図ることが困難となるおそれがあると認められることから、条例第13条第7号アに該当するものと判断する。

(エ) ただし、非開示情報②の中には、客観的な事実で、令和2年12月3日付けの部分開示決定で開示され、審査請求人が既に了知していると考えられる情報の記載があると認められるため、この点について検討する。

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、開示請求のあった個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、原則開示の義務を定めている。この趣旨に照らすと、当該情報について、開示することにより得られる審査請求人の利益と、開示することにより生ずる業務上の支障とを比較衡量し、なお、当該事務事業の遂行に支障が生ずるか否かによって判断することが妥当である。

このような見地から本件依頼文書及び回答文書を見ると、具体的依頼内容の部分及び具体的回答内容の部分には、本件児童の様子等について、客観的に記載されている部分があることが認められる。そして、これは上記2(4)のとおり、令和2年12月3日付けの部分開示決定で開示され、審査請求人が既に了知していると考えられる情報でもある。

したがって、これを開示しても、今後の事務の遂行に著しい支障が生ずるとはいえず、条例第13条第7号アに該当しない。

以上のことから、非開示情報②のうち、別表2に掲げる情報以外の部分は、条例第13条第7号アに該当すると認められるが、別表2に掲げる情報は、同号アに該当するとは認められない。

ウ 以上のことから、別表1及び別表2に掲げる部分以外を条例第13条第7号アに該当し非開示としたことは妥当であるが、別表1及び別表2に掲げる部分は開示すべきである。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1

字数：句読点・記号を含む

	公文書名	開示すべき部分
1	平成30年9月13日付け○第98号文書	表題の6文字目から18文字目まで 本文上から7行目1文字目から9行目最後まで
2	平成30年9月28日付け○○第1217号発送文書	表題の6文字目から18文字目まで

別表2

字数：句読点・記号を含む

	公文書名	開示すべき部分
1	平成30年9月13日付け○第98号文書	本文上から3行目1文字目から4行目15文字目まで 本文上から5行目1文字目から10文字目まで 本文上から6行目すべて
2	平成30年9月28日付け○○第1217号発送文書	本文上から3行目1文字目から40文字目まで 本文上から4行目15文字目から38文字目 本文上から6行目1文字目から7行目最後まで 本文上から9行目6文字目から28文字目まで

(諮問第45号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 3年 2月16日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 3年 4月15日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 5月27日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 6月17日 (審査会第3回目)	実施機関から意見聴取、審議 (第2部会)
令和 3年 7月15日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 8月19日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 9月 2日 (審査会第6回目)	審議
令和 3年 9月10日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユー あき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会